

変更前の基本設計方針は、平成 22 年 8 月 27 日付け平成 22・06・16 原第 7 号をもって認可を受けた設計及び工事の方法又は令和 3 年 8 月 20 日付け原規規発第 2108202 号をもって認可を受けた設計及び工事の計画の変更（分割第 1 回申請）の基本設計方針と同一である。下線部は後者（分割第 1 回申請）を示しており、本変更申請の対象箇所ではない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>1.1 使用済燃料の臨界防止</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないよう次の方針に基づき臨界防止設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスク単体は、その内部のバスケットの幾何学的な配置及び中性子を吸収する材料により、使用済燃料集合体を収納した条件下で、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を 0.95 以下となるよう設計する。</p> <p>(2) 臨界防止機能の一部を構成する金属キャスク内部のバスケットは、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間における放射線照射影響、腐食等の経年変化に対して十分な信頼性を有する材料を選定し、技術的に想定されるいかなる場合でも臨界防止上有意な変形を起こさない設計とする。金属キャスク内部のバスケットにより、適切な使用済燃料集合体間隔を保持し、使用済燃料集合体を相互に近接しないよう、使用済燃料集合体を所定の幾何学的配置に維持する構造とし、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じてバスケットの構造健全性が保たれる設計とする。</p> <p>(3) 使用済燃料集合体を収納した金属キャスクを、使用済燃料貯蔵建屋の貯蔵容量最大に収納した条件下で、金属キャスクの搬入から搬出までの全工程において、金属キャスク相互の中性子干渉を考慮し、技術的に想定されるいかなる場合でも、中性子実効増倍率を 0.95 以下となるよう設計する。</p> <p>(4) 未臨界性に有意な影響を与える以下の因子を考慮した設計とする。</p> <p>a. 配置・形状</p> <p>貯蔵区域内の金属キャスクの配置、バスケットの形状、バスケット格子内の使用済燃料集合体の配置等において適切な安全裕度を考慮する。</p> <p>金属キャスク相互の中性子干渉を考慮して完全反射条件（無限配列）としていることから、金属キャスクの滑動を考慮する必要はない。</p> <p>金属キャスク内部が乾燥された状態では、バスケット及び使用済燃料集合体の変形による実効増倍率の変化はわずかであり、未臨界性評価に有意な影響を与えることはない。</p> <p>b. 中性子吸収材の効果</p> <p>以下の事項等について適切な安全裕度をもって考慮する。</p> <p>製造公差（濃度、非均質性、寸法等）</p> <p>中性子吸収に伴う原子個数密度の減少</p> <p>c. 減速材（水）の影響</p> <p>使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するにあたり冠水することを設計上適切に考慮する。</p> <p>d. 燃焼度クレジット</p> <p>使用済燃料集合体の燃焼に伴う反応度低下は考慮しない。なお、冠水状態の解析では、可燃性毒物による燃焼初期の反応度抑制効果を適切に考慮する。</p>	<p>1.1 使用済燃料の臨界防止</p> <p>（変更なし）</p>

変更前（案）	変更後（案）
<p>(5) 使用済燃料集合体を金属キャスクに収納するに当たっては、臨界評価で考慮した因子についての条件又は範囲を逸脱しないよう、契約先である原子炉設置者が確認した使用済燃料集合体の収納等の状態が貯蔵上必要な条件を満足していることを、記録により確認する。</p>	

変更前（案）	変更後（案）
<p>1.5 地震による損傷の防止</p> <p>1.5.1 地盤</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設（以下「貯蔵施設」という。）は、使用済燃料貯蔵施設の技術基準に関する規則（令和2年4月1日施行。以下「技術基準規則」という。）第六条に適合するため、耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものとする。</u></p> <p><u>貯蔵施設には、施設に大きな影響を及ぼすような地震の発生によって崩壊するおそれがある斜面は存在せず、貯蔵施設は耐震設計上の重要度に応じた地震力が作用した場合においても貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置される。</u></p> <p><u>使用済燃料貯蔵建屋（以下「貯蔵建屋」という。）は杭基礎とし、耐震Bクラス施設に適用される地震力及び基準地震動<math>S_s</math>による地震力が作用した場合においても貯蔵建屋を十分に支持することができる地盤に設置されたものとする。</u></p> <p><u>貯蔵施設のうち、電気設備をはじめとする耐震Cクラス施設、設備は、耐震Cクラス施設に適用される地震力が作用した場合においても当該施設、設備を十分に支持することができる地盤に設置されたものとする。</u></p> <p><u>また、貯蔵建屋は、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化や揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状により、基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設置する。</u></p> <p><u>また、貯蔵建屋は、変位が生ずるおそれがない地盤（将来活動する可能性のある断層等の露頭がない地盤）に設置する。</u></p> <p>1.5.2 耐震設計</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針</p> <p>耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> <p>a. 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないように設計する。</p> <p>b. 使用済燃料貯蔵施設は、耐震設計上の重要度をSクラス、Bクラス及びCクラスに分類し、それぞれの重要度に応じた地震力に十分耐えることができるように設計する。</p> <p>c. Sクラスの施設は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>機器系については、その施設に要求される機能を保持する設計とし、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>また、弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。</p> <p>d. <u>Sクラスの施設について、静的地震力は、水平地震力と鉛直地震力が同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</u></p> <p><u>また、基準地震動<math>S_s</math>及び弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力は、水平2方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定するものとする。</u></p>	<p>1.5 地震による損傷の防止</p> <p>1.5.1 地盤 (変更なし)</p> <p>1.5.2 耐震設計 (変更なし)</p>

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>e. 貯蔵建屋，受入れ区域天井クレーン及び搬送台車は，Bクラスの設計とし，かつ，基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して，基本的安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>f. Bクラス及びCクラスの施設は，静的地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐える設計とする。</p> <p>g. Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては，その影響について検討を行う。その場合，検討に用いる地震動は，弾性設計用地震動<math>S_d</math>に2分の1を乗じたものとする。</p> <p>h. 基本的安全機能を確保する上で必要な施設が，その他の安全機能を有する施設の波及的影響によって，その基本的安全機能を損なわないように設計する。</p> <p>(2) 耐震設計上の重要度分類</p> <p><u>使用済燃料貯蔵施設は，地震により発生するおそれがある施設の安全機能の喪失及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から，「基本的安全機能を確保する上で必要な施設」及び「その他の安全機能を有する施設」に分類するとともに，耐震設計上の重要度を次のように分類する。</u></p> <p><u>基本的安全機能を確保する上で必要な施設</u></p> <p><u>Sクラス：使用済燃料貯蔵設備本体である金属キャスク及び貯蔵架台</u></p> <p><u>Bクラス：基本的安全機能の遮蔽機能及び除熱機能の一部を担っている貯蔵建屋</u></p> <p><u>使用済燃料の受入施設のうち，金属キャスクの落下，転倒，衝突を防止する機能を有する受入れ区域天井クレーン，及び金属キャスクの転倒，衝突を防止する機能を有する搬送台車</u></p> <p><u>その他の安全機能を有する施設</u></p> <p><u>Cクラス：Sクラス及びBクラスに属さないその他の安全機能を有する施設であり，安全機能を確保するために必要な機能が喪失しても，基本的安全機能を損なうおそれがない施設であり，一般産業施設又は公共施設と同等の安全性を確保する必要がある施設</u></p> <p><u>上記に基づく施設の耐震性評価の考え方を第1.5.2表に示す。</u></p> <p><u>第1.5.2表には，当該施設を支持する建屋の支持機能が保持されることを確認する地震動による地震力についても併記する。</u></p> <p>(3) 地震力の算定法</p> <p>耐震設計に用いる地震力の算定は以下の方法による。</p> <p>a. 静的地震力</p> <p>静的地震力は，Sクラス，Bクラス及びCクラスの施設に適用することとし，それぞれクラスに応じて次の地震層せん断力係数<math>C_i</math>及び震度に基づき算定する。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>水平地震力は，建築基準法施行令第88条に規定する地震層せん断力係数<math>C_i</math>に，次に示す施設の耐震設計上の重要度分類に応じた係数を乗じ，さらに当該層以上の重量を乗じて算定するものとする。</p> <p>Bクラス 1.5</p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また，下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>Cクラス 1.0</p> <p>ここで、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> は、標準せん断力係数 <math>C_0</math> を 0.2 以上とし、建物・構築物の振動特性、地盤の種類等を考慮して求められる値とする。</p> <p>また、必要保有水平耐力の算定においては、地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に乗じる施設の耐震設計上の重要度分類に応じた係数を 1.0 とし、その際に用いる標準せん断力係数 <math>C_0</math> は 1.0 以上とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>耐震設計上の重要度分類の各クラスの水平地震力は、上記(a)に示す地震層せん断力係数 <math>C_i</math> に、次に示す施設の耐震設計上の重要度分類に応じた係数を乗じたものを水平震度とし、当該水平震度を 20%増しとした震度より求めるものとする。</p> <p>Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p> <p>鉛直地震力は、震度 0.3 以上を基準とし、貯蔵建屋の振動特性、地盤の種類等を考慮して求めた鉛直震度を 20%増しとした震度より算定するものとする。ただし、鉛直震度は、高さ方向に一定とする。</p> <p>Sクラスの施設については、水平地震力と鉛直地震力は同時に不利な方向の組合せで作用するものとする。</p> <p>上記(a)及び(b)の標準せん断力係数 <math>C_0</math> 等の割増し係数の適用については、耐震性向上の観点から、一般産業施設、公共施設等の耐震基準との関係を考慮して設定する。</p> <p><u>b. 動的地震力</u></p> <p><u>動的地震力は、Sクラスの施設及びBクラスの施設のうち共振のおそれのあるものに適用することとする。</u></p> <p><u>Bクラスの施設のうち共振のおそれのあるものについては、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> から定める入力地震動の振幅を 2 分の 1 にしたものによる地震力を適用する。</u></p> <p><u>基準地震動 <math>S_s</math> による地震力は、基準地震動 <math>S_s</math> から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。</u></p> <p><u>また、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> による地震力は、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> から定める入力地震動を入力として、動的解析により水平 2 方向及び鉛直方向について適切に組み合わせて算定する。ここで、弾性設計用地震動 <math>S_d</math> は、基準地震動 <math>S_s</math> に工学的判断から求められる係数 0.5 を乗じて設定する。</u></p> <p><u>なお、貯蔵建屋、受入れ区域天井クレーン及び搬送台車は、Bクラスの施設ではあるが、基準地震動 <math>S_s</math> による地震力に対して、基本的安全機能を損なわない設計とする。</u></p> <p>(a) 入力地震動</p> <p>貯蔵建屋設置位置周辺は、地質調査の結果によれば、貯蔵建屋を構造耐力上安全に支持し得る砂子又層が十分な広がりをもって存在することが確認されている。貯蔵建屋は、この砂子又層に杭を介して支持させることとする。</p> <p>基準地震動 <math>S_s</math> は、最新の科学的・技術的知見を踏まえ、敷地及び敷地周辺の地質・地質構造、地盤構造並びに地震活動性等の地震学及び地震工学的知見に基づき適切なものを策定する。基準地震動 <math>S_s</math> を策定する解放基盤表面は、砂子又層の S 波速度が 0.7km/s 以上を有する標高 -218m の位置に想定することとする。</p> <p>建物・機器の動的解析モデルに対する水平方向及び鉛直方向の入力地震動は、この解放基盤表面で定</p>	

注) 下線部は分割第 1 回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>義された基準地震動から、建物及び地盤が地震動に与える影響を考慮して定めることとする。</p> <p>(b) 動的解析法</p> <p>イ. 貯蔵建屋</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性、適用限界等を考慮のうえ、適切な解析法を選定する。貯蔵建屋の動的解析は、原則として、時刻歴応答解析法による。</p> <p>貯蔵建屋の動的解析に当たっては、貯蔵建屋の剛性はその形状、構造特性及び材料特性を十分考慮して評価し、集中質点系及び3次元FEMモデルに置換した解析モデルを設定する。</p> <p>動的解析には、建屋・杭と地盤との相互作用を考慮するものとし、解析モデルの地盤のばね定数は、杭の配置状況、地盤の剛性等を考慮して定める。設計用地盤定数は、原則として、弾性波試験等に基づき適切に定める。</p> <p>地盤－建屋・杭連成系の減衰定数は、振動エネルギーの地下逸散及び地震応答における各部のひずみレベルを考慮して定める。なお、貯蔵建屋への入力地震動における計算での減衰定数については、各基準地震動により生じる地盤のひずみに応じた値とする。</p> <p>基準地震動<math>S_s</math>に対する応答解析において、貯蔵建屋の主要構造要素がある程度以上弾性範囲を超える場合には、その弾塑性挙動を適切に模擬した復元力特性を考慮した応答解析を行う。</p> <p>ロ. 機器・配管系</p> <p>動的解析による地震力の算定に当たっては、地震応答解析手法の適用性及び適用限界等を考慮の上、適切な解析法を選定するとともに、解析条件として考慮すべき減衰定数、剛性等の各種物性値は、適切な規格・基準、あるいは実験等の結果に基づき設定する。</p> <p>剛性の高い機器は、その機器の設置床面の最大応答加速度の1.2倍の加速度を震度として作用させて構造強度評価に用いる地震力を算定する。</p> <p>配管系については、耐震設計上の重要度分類においてCクラスの施設の配管のみであるため動的解析は実施しない。</p> <p>c. 設計用減衰定数</p> <p>地震応答解析に用いる減衰定数は、安全上適切と認められる規格及び基準に基づき、設備の種類、構造等により適切に選定する</p> <p>(4) 荷重の組合せと許容限界</p> <p>耐震設計における荷重の組合せと許容限界は以下による。</p> <p>a. 耐震設計上考慮する状態</p> <p>地震以外に設計上考慮する状態を次に示す。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 貯蔵時の状態</p> <p>金属キャスクを貯蔵している状態</p> <p>ロ. 設計用自然条件</p> <p>設計上基本的に考慮しなければならない自然条件</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 貯蔵時の状態</p> <p>金属キャスクを貯蔵している状態</p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>b. 荷重の種類</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 常時作用している荷重，すなわち固定荷重及び積載荷重</p> <p>ロ. 貯蔵時の状態で施設に作用する荷重</p> <p>ハ. 金属キャスク取り扱い時の状態で作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力，風荷重，雪荷重，降下火砕物の荷重</p> <p>ただし，ロ. 貯蔵時の状態で施設に作用する荷重には，機器系から作用する荷重が含まれるものとする。</p> <p>また，ニ. 地震力には，機器系からの反力による荷重が含まれるものとする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. 常時作用している荷重，すなわち死荷重</p> <p>ロ. 貯蔵時の状態で作用する荷重</p> <p>ハ. 金属キャスク取り扱い時の状態で作用する荷重</p> <p>ニ. 地震力</p> <p>c. 荷重の組合せ</p> <p>地震力と他の荷重との組合せは以下による。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 地震力と常時作用している荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャスク取り扱いの状態で作 作用する荷重，風荷重，雪荷重，降下火砕物の荷重とを組み合わせる。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. Sクラス</p> <p>(イ) 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力のいずれか大きい方の地震力と常時作用して いる荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャスク取り扱いの状態で作作用する荷重とを組み 合わせる。</p> <p>(ロ) 基準地震動<math>S_s</math>による地震力と常時作用している荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャス ク取り扱いの状態で作作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p>ロ. Bクラス</p> <p>(イ) 静的地震力と常時作用している荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャスク取り扱いの状 態で作作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p>(ロ) 共振のおそれのある場合については，弾性設計用地震動<math>S_d</math>に2分の1を乗じた地震力と，常時作 用している荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャスク取り扱いの状態で作作用する荷重と を組み合わせる。</p> <p>ハ. Cクラス</p> <p>(イ) 静的地震力と常時作用している荷重，貯蔵時の状態で作用する荷重，金属キャスク取り扱いの状 態で作作用する荷重とを組み合わせる。</p> <p><u>(c) 荷重の組合せ上の留意事項</u></p> <p><u>動的地震力については，水平2方向と鉛直方向とを適切に組み合わせ算定するものとする。</u></p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また，下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>d. 許容限界</p> <p>各施設の地震力と他の荷重とを組み合わせた状態に対する許容限界は、次のとおりとし、JEAG等の安全上適切と認められる規格及び基準又は試験等で妥当性が確認されている値を用いる。</p> <p>(a) 建物・構築物</p> <p>イ. 貯蔵建屋</p> <p>(i) 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(ii) 保有水平耐力</p> <p>建物・構築物の保有水平耐力が必要保有水平耐力に対して重要度に応じた妥当な安全余裕を有していることを確認するものとする。</p> <p>(iii) 基準地震動<math>S_s</math>との組合せに対する許容限界</p> <p>貯蔵建屋が構造物全体として変形能力（終局耐力時の変形）について十分な余裕を有し、終局耐力に対して妥当な安全余裕をもたせることとする。</p> <p>終局耐力は、貯蔵建屋に対する荷重又は応力を漸次増大していくとき、その変形又は歪みが著しく増加するに至る限界の最大耐力とし、既往の実験等に基づき適切に定めるものとする。</p> <p>ロ. Cクラスの建物・構築物</p> <p>上記イ. (i)による許容応力度を許容限界とする。</p> <p>(b) 機器・配管系</p> <p>イ. Sクラスの機器系</p> <p>(i) 基準地震動<math>S_s</math>による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>荷重条件に対して、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさないように応力、荷重等を制限する値を許容限界とする。</p> <p>(ii) 弾性設計用地震動<math>S_d</math>による地震力又は静的震度による地震力との組合せに対する許容限界</p> <p>荷重条件に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる限度を許容限界とする。</p> <p>ロ. Bクラス及びCクラスの機器系</p> <p>発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まる限度を許容限界とする。なお、Bクラスの機器で基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して基本的安全機能を損なわない設計とするものは、荷重条件に対して、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が小さなレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有し、その施設に要求される機能に影響を及ぼさない限度を許容限界とする。</p> <p>(5) 設計における留意事項</p> <p>a. 波及的影響に対する考慮</p> <p><u>基本的安全機能を確保する上で必要な施設が、その他の安全機能を有する施設の波及的影響によって、その基本的安全機能を損なわないように設計する。この波及的影響の評価に当たっては、以下の4つの観点をもとに、敷地全体を俯瞰した調査・検討を行い、事象選定及び影響評価を実施するとともに、基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力を適用する。</u></p> <p><u>波及的影響の評価に当たっては、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の設計に用いる地震動又は地震力を適用する。なお、地震動又は地震力の選定に当たっては、施設の配置状況、使用時間を踏まえ</u></p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>て適切に設定する。また、波及的影響の確認においては水平2方向及び鉛直方向の地震力が同時に作用する場合に影響を及ぼす可能性のある施設、設備を選定し評価する。</p> <p>なお、原子力施設の地震被害情報をもとに、4つの観点以外に検討すべき事項がないか確認し、新たな検討事項が抽出された場合には、その観点を追加する。</p> <p>(a) <u>設置地盤及び地震応答性状の相違等に起因する相対変位又は不等沈下による影響</u></p> <p>イ. <u>相対変位</u></p> <p><u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力によるその他の安全機能を有する施設と基本的安全機能を確保する上で必要な施設の相対変位により、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の基本的安全機能を損なわないことを確認する。</u></p> <p>ロ. <u>不等沈下</u></p> <p><u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して不等沈下により、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の基本的安全機能を損なわないことを確認する。</u></p> <p>(b) <u>基本的安全機能を確保する上で必要な施設とその他の安全機能を有する施設との接続部における相互影響</u></p> <p><u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、基本的安全機能を確保する上で必要な施設に接続するその他の安全機能を有する施設の損傷により、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の基本的安全機能を損なわないことを確認する。</u></p> <p>(c) <u>貯蔵建屋内におけるその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等による基本的安全機能を確保する上で必要な施設への影響</u></p> <p><u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、貯蔵建屋内のその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等により、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の基本的安全機能を損なわないことを確認する。</u></p> <p>(d) <u>貯蔵建屋外におけるその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等による基本的安全機能を確保する上で必要な施設への影響</u></p> <p>イ. <u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、貯蔵建屋外のその他の安全機能を有する施設の損傷、転倒及び落下等により、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の基本的安全機能を損なわないことを確認する。</u></p> <p>ロ. <u>基準地震動<math>S_s</math>又は基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、基本的安全機能を確保する上で必要な施設の周辺斜面が崩壊しないことを確認する。</u></p> <p>(6) 周辺斜面</p> <p>貯蔵建屋の周辺斜面は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、貯蔵建屋に影響を及ぼすような崩壊を起こすおそれがないものとする。</p> <p>なお、貯蔵建屋設置位置付近に存在する斜面は、最大高さ約13mであり、斜面勾配は最大1:2で、高さ5m毎に幅1.5mの小段を設けている。また、斜面法尻と貯蔵建屋との距離が50m以上確保されている。</p> <p>したがって、斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれはない。</p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

第 1.5.2 表 施設の耐震性評価の考え方

	主要設備 (注1)		直接支持構造物 (注2)		主要設備や直接支持構造物に対する間接支持構造物 (注3)	主要設備や直接支持構造物との相互影響を考慮すべき設備 (注4)	間接支持構造物による影響や相互影響を考慮した影響の評価に用いる地震力
	適用範囲	耐震クラス	適用範囲	耐震クラス			
基本的な安全機能を確保する上で必要な施設	・金属キャスク	S	・貯蔵架台	S	・貯蔵建屋	・受入れ区域 天井クレーン ・搬送台車	基準地震動 S <sub>s</sub> により定まる地震力
	・受入れ区域天井クレーン	B	・受入れ区域天井クレーンの支持構造物	B	・貯蔵建屋	＝	Bクラス施設に適用される静的地震力
	・搬送台車 ・貯蔵建屋	B	＝	＝	＝	＝	＝
その他の安全機能を有する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置架台</li> <li>・たて起こし架台</li> <li>・検査架台</li> <li>・圧縮空気供給設備</li> <li>・蓋間圧力検出器</li> <li>・表面温度検出器</li> <li>・給排気温度検出器</li> <li>・表示・警報装置</li> <li>・廃棄物貯蔵室</li> <li>・エリアモニタリング設備</li> <li>・周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備</li> <li>・無停電電源装置</li> <li>・電源車</li> <li>・共用無停電電源装置</li> <li>・軽油貯蔵タンク（地下式）</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・消防用設備</li> <li>・その他</li> </ul>	C	・機器, 電気計装設備等の支持構造物	C	・貯蔵建屋 ・事務建屋 等	＝	Cクラス施設に適用される静的地震力

(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。

(注2) 直接支持構造物とは、主要設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。

(注3) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建屋）をいう。

(注4) 設備相互間の影響を考慮すべき設備とは、下位の耐震クラスに属するものの破損によって上位の分類に属するものに波及的影響を及ぼすおそれのある設備をいう。

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>1.7 自然現象等</p> <p>1.7.1 外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、外部からの衝撃のうち自然現象等による損傷の防止において、リサイクル燃料備蓄センターの敷地及びその周辺で想定される洪水、風（台風）、竜巻、低温・凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等の自然現象（地震及び津波を除く。）による荷重の組合せに遭遇した場合においても基本的安全機能を損なわない設計とし、自然現象による影響に対して、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置又は供用中における運用上の適切な措置を講じる。使用済燃料貯蔵施設の設計において考慮する自然現象については、その特徴を考慮し、必要に応じて異種の自然現象の組合せによる重畳を考慮する。重畳を考慮する自然現象の組合せについては、使用済燃料貯蔵施設で設計上の考慮を必要とする自然現象（地震及び津波を除く。）として抽出された風（台風）、竜巻、低温・凍結、降水、積雪、落雷、火山の影響（降下火砕物）及び森林火災の8事象について、以下の観点から重畳を考慮する必要性を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然現象に伴う荷重の影響の現れ方（影響の現れ方が異なる組合せ、影響の大きさが一方の自然現象で代表できる組合せ及び自然現象同士で影響が相殺される組合せについては、重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される）</li> <li>・複数の自然現象が同時に発生する可能性（同時に発生する可能性が合理的に考えられない自然現象の組合せ及び発生可能性が小さく継続時間も短い自然現象の組合せについては、重畳を考慮する自然現象の組合せから除外される）</li> </ul> <p>検討の結果、使用済燃料貯蔵建屋に対する荷重の観点から、積雪、風（台風）及び火山の影響（降下火砕物）の組合せによる重畳を考慮することとし、積雪については、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から170cm、函館海洋気象台での観測記録から91cm）を考慮し、170cmの積雪に基づき積雪荷重を設定する。火山の影響（降下火砕物）については、基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある火山事象として設定した層厚30cm、密度1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）の降下火砕物の荷重を設定する。風（台風）については、建築基準法に基づき、34m/sの風速を設定する。</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、外部からの衝撃のうち、リサイクル燃料備蓄センターの敷地又はその周辺において想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突、電磁的障害等の使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く。）（以下「人為事象」という。）に対して、基本的安全機能を損なわない設計とし、人為事象による影響に対して、その安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置又は供用中における運用上の適切な措置、その他、対象とする発生源から一定の距離を置くことによる適切な措置を講じる。</p> <p><u>なお、人為事象のうち、洪水、地滑り、ダムの崩壊及び船舶の衝突については、立地的要因により設計上考慮する必要はない。</u></p> <p><u>生物学的事象については、事象の進展が緩慢であること、及び使用済燃料貯蔵施設は、金属キャスクを静的に貯蔵する施設であり、生物学的事象により電源喪失に至った場合でも基本的安全機能が損なわれるおそれがないことから設計上考慮する必要はない。</u></p> <p><u>有毒ガスについては、立地的要因及び金属キャスク貯蔵期間中は金属キャスク及び各設備の点検、保守等の実施時以外に使用済燃料貯蔵建屋に人員が常駐することはなく、外部火災に伴う有毒ガスの流入時には使用済燃料貯蔵建屋内の人員は迅速に避難することから、設計上考慮する必要はない。</u></p> <p><u>電磁的障害については、使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料集合体を金属キャスクに収納した状態で静的に貯</u></p>	<p>1.7 自然現象等</p> <p>1.7.1 外部からの衝撃による損傷の防止 (変更なし)</p>

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p><u>蔵する施設であり、電磁干渉や無線電波干渉によって基本的安全機能を損なうおそれはないことから、設計上考慮する必要はない。</u></p> <p>航空機落下については、これまでの事故実績をもとに、民間航空機、自衛隊機及び米軍機が使用済燃料貯蔵施設へ落下する確率を評価し、その結果は、約<math>5.1 \times 10^{-8}</math>回/施設・年であり、<math>10^{-7}</math>回/施設・年を下回ることを確認し事業（変更）許可を受けており、設計上考慮する必要はない。</p> <p>なお、定期的に航空路を含めた航空機落下確率評価に用いる最新データの変更状況を確認し、防護措置の要否を判断することについて、保安規定に定め、運用する。</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止においては、外部からの衝撃より防護すべき施設（以下「外部事象防護施設」という。）を明確にし、これらの基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>外部事象防護施設は、基本的安全機能を有する金属キャスク（貯蔵架台含む。以下「1.7 自然現象等」において同じ。）、及び施設が有する機能の基本的安全機能との関係性を考慮し、遮蔽機能及び除熱機能の一部を担う使用済燃料貯蔵建屋とする。</p> <p>外部事象防護施設の防護設計においては、設計上の考慮を必要とする自然現象等の影響により、外部事象防護施設に波及的影響を及ぼすおそれのある外部事象防護施設以外の施設についても考慮する。</p> <p>また、設計上の考慮を必要とする自然現象の影響を考慮し、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能の継続的確認に必要な代替計測の手順について、保安規定に定め、運用する。</p> <p>外部事象防護施設は、以下の自然現象（地震及び津波を除く。）及び人為事象に係る設計方針に基づき設計する。</p> <p>(1) 自然現象</p> <p>a. 竜巻</p> <p><u>外部事象防護施設は、想定される竜巻が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。また、外部事象防護施設は、過去の竜巻被害状況から想定される竜巻に伴う事象に対して、基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</u></p> <p><u>さらに、外部事象防護施設の基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある飛来物の影響を考慮する。</u></p> <p><u>外部事象防護施設に対して設計飛来物（ワゴン車）を超える影響を及ぼす車両及び大型の資機材については飛散防止措置として、車両については固縛又は車両退避の措置を実施すること、並びに、大型の資機材については固縛又は固定の措置を実施することを保安規定に定め、運用する。</u></p> <p>b. 火山の影響（降下火砕物）</p> <p><u>金属キャスクは使用済燃料貯蔵建屋内に収容されるため、基本的安全機能に影響を及ぼす可能性のある火山事象として設定した降下火砕物の荷重（層厚30cm、密度<math>1.5\text{g}/\text{cm}^3</math>（湿潤状態））に対し、使用済燃料貯蔵建屋の構造健全性を維持することにより、外部事象防護施設の基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</u></p> <p><u>また、降下火砕物の除去を実施すること及び降下火砕物により長期的な腐食の影響が生じないよう、金属キャスク及び貯蔵建屋の点検を実施すること、並びに、金属キャスクに付着した降下火砕物の分析を実施することを保安規定に定め、運用する。</u></p> <p><u>さらに、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価すること、並びに、火山モニタリング観測データに有意な変化があった場合の対応についても、保安規定に定め、運用する。</u></p>	<p>(1) 自然現象</p> <p>a. 竜巻 (変更なし)</p> <p>b. 火山の影響（降下火砕物） (変更なし)</p>

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>c. 風（台風） 外部事象防護施設の風荷重に対する設計は、地方毎に過去の台風の記録及び文献を考慮し、建築基準法に基づく風速34m/sによる風荷重に対し、構造健全性を維持することにより、基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>d. 低温・凍結 金属キャスク及び屋外機器で凍結のおそれのあるものに対しては、敷地付近で観測された最低気温の観測値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から-22.4℃、函館海洋気象台での観測記録から-19.4℃）を考慮した低温・凍結に対して、基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 屋外機器で凍結のおそれのあるものについては、使用時以外は乾燥保管の運用とする、または地下に設置することにより機能を損なわない設計とする。</p> <p>e. 降水 外部事象防護施設は、敷地付近で観測された日最大降水量（むつ特別地域気象観測所での観測記録から162.5mm、函館海洋気象台での観測記録から176mm）及び1時間降水量の最大値（むつ特別地域気象観測所での観測記録から51.5mm、函館海洋気象台での観測記録から63.2mm）を考慮した降水に対して、貯蔵建屋内への降水の浸入防止を考慮した設計により、降水に起因する金属キャスク表面への結露の付着を防止する。また、万が一、建屋内に降水が浸入した場合でも基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</p> <p>f. 積雪 外部事象防護施設の積雪に対する設計においては、敷地付近で観測された最深積雪（むつ特別地域気象観測所での観測記録から170cm、函館海洋気象台での観測記録から91cm）から、170cmの積雪を考慮した積雪荷重を設定し、使用済燃料貯蔵建屋は、積雪荷重に対して、構造健全性を維持することにより基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。 また、積雪に対しては、あらかじめ手順を定め、除雪を行うことを保安規定に定め、運用する。</p> <p>g. 落雷 使用済燃料貯蔵建屋は、落雷による雷撃に対し、建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。</p> <p>(2) 人為事象</p> <p>a. 外部火災 <u>外部事象防護施設は、想定される外部火災において、最も厳しい火災が発生した場合においても基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</u> <u>自然現象として想定される森林火災に対しては、延焼防止を目的として、敷地内に防火帯を設ける設計とする。</u> <u>森林火災による熱影響については、火炎輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により外部事象防護施設の基本的安全機能を損なうおそれのない設計とする。</u> <u>火災源については、敷地内の火災源及び敷地外の火災源を考慮する。また、火災による二次的影響（ばい煙）を考慮するとともに、有毒ガスによる影響を考慮する。</u></p>	<p>c. 風（台風） （変更なし）</p> <p>d. 低温・凍結 （変更なし）</p> <p>e. 降水 （変更なし）</p> <p>f. 積雪 （変更なし）</p> <p>g. 落雷 使用済燃料貯蔵建屋は、落雷による雷撃に対し、建築基準法に基づき建屋屋上に棟上導体を設置する設計とする。避雷対策を施すことから、使用済燃料貯蔵建屋及び同建屋内に貯蔵する金属キャスクは、落雷により基本的安全機能を損なうおそれはない。</p> <p>(2) 人為事象</p> <p>a. 外部火災 （変更なし）</p>

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>また、<u>防火帯は延焼防止効果を損なわない設計とし、防火帯に可燃物を含む機器等を設置する場合は必要最小限とすること、及び外部火災の影響が敷地境界を越える場合は、自衛消防隊が動力消防ポンプを用いて貯蔵建屋の外壁及び防火帯内設置設備に事前放水することとし、その手順の整備を、保安規定に定め、運用する。</u></p>	

注) 下線部は分割第1回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

変更前（案）	変更後（案）
<p>1.2 閉じ込めの機能</p> <p>使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めるため、次の方針に基づき閉じ込め設計を行う。</p> <p>(1) 金属キャスクは、設計貯蔵期間（50 年間）に加えて事業所外運搬に係る期間等を考慮した十分な余裕を有する 60 年間を通じて、使用済燃料集合体を内封する空間を不活性雰囲気と保つとともに負圧に維持する設計とする。</p> <p>(2) 金属キャスクは、蓋部を一次蓋、二次蓋の多重の閉じ込め構造とし、一次蓋と二次蓋との空間部を正圧に維持することにより、使用済燃料集合体を内封する空間を金属キャスク外部から隔離する設計とする。また、一次蓋と二次蓋との空間部の圧力を測定することにより、閉じ込め機能について監視できる設計とする。金属キャスクの構造上、漏えいの経路となり得る蓋及び蓋貫通孔のシール部には金属ガスケットを用いることにより長期にわたって閉じ込め機能を維持する設計とする。</p> <p>(3) 金属キャスクは、貯蔵期間中及び貯蔵終了後において、収納された使用済燃料集合体の検査等のために一次蓋を開放しないことを前提としているため、万一の蓋部の閉じ込め機能の異常に対して、二次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、二次蓋の金属ガスケットを交換し、一次蓋の閉じ込め機能に異常がある場合には、金属キャスクに蓋を追加装着できる構造を有すること等、閉じ込め機能の修復性を考慮した設計とする。</p> <p><u>放射性廃棄物の廃棄施設の設計及びドラム缶の漂流防止対策の基本設計方針</u>については、「別添 I 基本設計方針」の「2.4 放射性廃棄物の廃棄施設」<u>次回申請</u>に示す。</p>	<p>1.2 閉じ込めの機能 (変更なし)</p>

注) 下線部は分割第 1 回申請で変更した箇所を示す。また、下線は変更前事項に含まない。

「別添 I 2.1 使用済燃料貯蔵設備本体」の記載例

(2) 基本設計方針

変更前（案）	変更後（案）
<p>a. 使用済燃料の臨界防止 「別添 I 1.1 使用済燃料の臨界防止」（変更前）に同じ。</p> <p>b. 閉じ込めの機能 「別添 I 1.2 閉じ込めの機能」（変更前）に同じ。</p> <p>c. 除熱 「別添 I 1.3 除熱」（変更前）に同じ。</p> <p>d. 遮蔽 「別添 I 1.4 遮蔽」（変更前）に同じ。</p> <p>e. 地震による損傷の防止 「別添 I 1.5 地震による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>f. 津波による損傷の防止 「別添 I 1.6 津波による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>g. 外部からの衝撃による損傷の防止 「別添 I 1.7 自然現象等」（変更前）に同じ。</p> <p>h. 火災等による損傷の防止 「別添 I 1.8 火災等による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>i. 安全機能を有する施設 「別添 I 1.9 安全機能を有する施設」（変更前）に同じ。</p> <p>j. 材料及び構造 「別添 I 1.10 材料及び構造」（変更前）に同じ。</p>	<p>a. 使用済燃料の臨界防止 （変更なし）</p> <p>b. 閉じ込めの機能 （変更なし）</p> <p>c. 除熱 （変更なし）</p> <p>d. 遮蔽 （変更なし）</p> <p>e. 地震による損傷の防止 （変更なし）</p> <p>f. 津波による損傷の防止 「別添 I 1.6 津波による損傷の防止」（変更後）に同じ。</p> <p>g. 外部からの衝撃による損傷の防止 「別添 I 1.7 自然現象等」（変更後）に同じ。</p> <p>h. 火災等による損傷の防止 （変更なし）</p> <p>i. 安全機能を有する施設 （変更なし）</p> <p>j. 材料及び構造 （変更なし）</p>

「別添 I 2.5 放射線管理施設」の記載例

(2) 基本設計方針

変更前（案）	変更後（案）
<p>a. 地震による損傷の防止 「別添 I 1.5 地震による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>b. 津波による損傷の防止 「別添 I 1.6 津波による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>c. 火災等による損傷の防止 「別添 I 1.8 火災等による損傷の防止」（変更前）に同じ。</p> <p>d. 安全機能を有する施設 「別添 I 1.9 安全機能を有する施設」（変更前）に同じ。</p> <p>e. 放射線監視設備 放射線監視設備は、その計測値が警報設定値に達した場合は、速やかに警報を発する設計とする。</p> <p>a) エリアモニタリング設備 エリアモニタリング設備は、放射線しゃへい物の側壁における線量当量率を計測できる設計とする。</p> <p>b) 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備は、敷地境界における外部放射線による線量当量率を計測できる設計とする。 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量を測定するために、積算線量計を配置する。</p> <p>c) 放射線サーベイ機器 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定するために放射性サーベイ機器を設ける。</p> <p>f. 出入管理設備 使用済燃料貯蔵建屋の管理区域への立入りはチェックポイント（管理区域への出入管理を行うエリア）を通過する設計とし、チェックポイントで放射線業務従事者等の出入管理を行う。管理区域への出入管理については、保安規定で定め、運用する。</p>	<p>a. 地震による損傷の防止 （変更なし）</p> <p>b. 津波による損傷の防止 「別添 I 1.6 津波による損傷の防止」（変更後）に同じ。</p> <p>c. 火災等による損傷の防止 （変更なし）</p> <p>d. 安全機能を有する施設 （変更なし）</p> <p>e. 放射線監視設備</p> <p>a) エリアモニタリング設備 エリアモニタリング設備は、管理区域内の放射線を監視するために、貯蔵建屋内の側壁における線量当量率を測定し測定結果を記録するとともに、監視盤室及び事務建屋の表示・警報装置に表示する設計とする。計測値が設定値に達したときは、監視盤室及び事務建屋の表示・警報装置に警報を発報する設計とする。</p> <p>b) 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備 周辺監視区域境界付近固定モニタリング設備は、敷地境界における外部放射線による線量当量率を監視するために、周辺監視区域境界付近にモニタリングポスト 2 基を設置して線量当量率を測定し、測定結果を記録するとともに、監視盤室及び事務建屋の表示・警報装置に表示する設計とする。測定値が設定値に達したときは、監視盤室及び事務建屋の表示・警報装置に警報を発報する設計とする。 周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量を測定するために、積算線量計を有するモニタリングポイント 12 基を配置する。</p> <p>c) 放射線サーベイ機器 平常時及び事故時に外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質の表面密度等を測定するために、放射線サーベイ機器を設ける。放射線サーベイ機器を用いて管理区域における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を定期的または必要の都度、測定する。 津波襲来後の活動に使用する放射線サーベイ機器は、津波による影響を受けない南側高台に保管する。津波襲来後には、放射線サーベイ機器を用いて、リサイクル燃料備蓄センター内の放射線管理を行う。</p> <p>f. 出入管理設備 （変更なし）</p> <div data-bbox="2249 604 2843 800" style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>考え方:申請書添付書類 3 第 3-1 表に基づき、基本設計方針（共通項目）のうち、放射線管理施設に紐づくものを全て引用する（変更前後とも）。</p> </div>

「別添 I 2.5 放射線管理施設」の記載例

変更前（案）	変更後（案）
<p>g. 個人管理用測定設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部放射線による線量当量を測定する個人線量計を備える。チェックポイントで個人線量計を装着した後に放射線管理区域に入域することを保安規定で定め、運用する。</p> <p>h. 情報の表示 放射線から放射線業務従事者等を防護するため、管理区域における線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を放射線業務従事者等が安全に認識できるよう、チェックポイント及び事務建屋に掲示する。なお、チェックポイント及び事務建屋への掲示については、保安規定で定め、運用する。 放射線から公衆を防護するため、モニタリングポストの測定値を監視盤室及び事務建屋に表示する。</p>	<p>g. 個人管理用測定設備 （変更なし）</p> <p>h. 情報の表示 （変更なし）</p>